

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領

## 第1 目的

この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)による措置入院のための移送、精神保健指定医の診察及び入院措置の決定等に関し、必要な事項を定める。

## 第2 通報の受理

知事は、法第22条から第26条の3までの規定による申請、通報及び届出を次により受理する。

- ① 法第22条第1項の規定による申請は、熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第42号。以下「細則」という。)別記第1号様式(診察保護申請書)(別記様式1)による要式行為とする。
- ② 法第23条、第24条第1項及び第2項、第25条、第26条並びに第26条の3の規定による通報は、原則として、診察前までに各通報者の任意の様式による通報書等の関係書類を徴する。
- ③ 法第26条の2の規定による届出は、細則別記第2号様式(退院届出申出書)(別記様式2)による。

## 第3 事前調査

知事は、申請、通報又は届出を受理した場合、直ちに法第27条第1項の規定に基づく精神保健指定医(以下「指定医」という。)の診察が必要であるかどうかについて事前調査を行う。

なお、法第22条第1項の規定による申請及び法第27条第2項の規定に基づく診察については、基本的人権に重大な影響のある行政処分の発動につながるものであること、及び第三者から一方的に通報される精神障がい者又はその疑いのある者の名誉、人権に配慮すべきであることから、事前調査においては、被申請者が実在するか、症状が精神障がい者と疑うに足りる程度に至っているか、自傷他害のおそれがあるかどうか等について、実地調査や申請者への聞き取り等詳細に調査を行い、その結果については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条・第27条第2項に関する調査票」(別記様式3)に記録する。

また、これ以外の通報等についての事前調査の結果については、「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」(別記様式4)の事前調査票に記録する。

## 第4 診察等の手配及び診察

知事は、第3による調査等の結果、法第27条の規定に基づく指定医の診察が必要であると認めたときは、次により診察等の手配及び診察を行う。

- (1) 指定病院等(法第29条第1項に規定する精神科病院又は指定病院をいう。以下同じ。)に対し、法第29条第1項の規定による措置入院又は法第29条の2の規定による緊急措置入院になった場合の受入れについて依頼を行う。
- (2) 診察を行う2人の指定医を指定し、「診察依頼書」(別記様式5-1(本庁用)又は別記様式5-2(保健所用))により診察を依頼する。

なお、指定医の選定に当たっては、原則として入院を依頼する指定病院等以外に勤務する者から選定する。

また、同一の医療機関に勤務する医師は選定しない。

- (3) 2人の指定医による診察は、原則として同時に行うものとする。ただし、被診察者の症状の判定に支障がない程度であれば、この限りでない。
- (4) 指定医は、診察の結果について「措置入院に関する診断書」(別記様式6)に記録する。
- (5) 現に被診察者の保護の任に当たっている者がある場合には、法第28条第1項の規定により、その者に診察の日時及び場所を電話等で事前に連絡を行うとともに、「診察についての通知」(別記様式7-1(本庁用)又は別記様式7

-2(保健所用))により通知する。

なお、後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に被診察者の保護に当たっている者から、診察への立会を求められた場合は、認めなければならない。

(6) 指定医による診察には、精神保健福祉職員(以下「職員」という。)が立ち会わなければならない。

また、診察に立ち会う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(7) 診察のために移送する必要がある場合は、移送対象者に対し、「移送に関するお知らせ(診察用)」(別記様式8-1(本庁用)又は別記様式8-2(保健所用))により告知のうえ移送を行い、移送の状況を「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」(別記様式4)の移送記録票に記録する。

## 第5 入院措置の決定等

(1) 知事は、2人の指定医による診察の結果が措置入院を要するとの判断で一致した場合は、法第29条第1項の規定に基づき、その者に対し措置入院を命じる。

(2) 知事は、措置入院を命じる場合、入院に先立ち、当該精神障がい者に対して「措置入院決定のお知らせ」(別記様式9(本庁・保健所共通))により告知を行う。

また、当該精神障がい者に対しては「措置入院命令書」(別記様式10(本庁用))により、入院先の指定病院等の管理者に対しては「措置入院通知書」(別記様式11-①(本庁用))により、当該入院措置に係る診察を依頼した保健所長(以下「担当保健所長」という。)及び措置入院者の居住地を管轄する保健所長に対しては「措置入院通知書」(別記様式11-②(本庁用))によりそれぞれ通知する。

(3) 知事は、当該精神障がい者を入院先の指定病院等に移送する場合、移送に先立ち、「移送に関するお知らせ(入院用)」(別記様式12-1(本庁用)又は別記様式12-2(保健所用))により告知を行う。

(4) 入院のための移送を行ったときは、「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」(別記様式4)の移送記録票に記録する。

また、移送に際し、指定医が行動の制限その他の移送の手續に必要な診察を行ったときは、当該指定医はその内容を「措置入院のための移送に関する診察記録票」(別記様式13)に記録する。

## 第6 緊急措置入院

(1) 知事は、法第29条第1項の入院措置の症状に該当すると認められる精神障がい者又はその疑いのある者について、急速を要し、法第27条、第28条及び第29条の規定に基づく手続きをとることができない場合において、指定する指定医1人の診察の結果、入院措置が必要と認めるときは、その者に対し法第29条の2の規定に基づき緊急措置入院を命じる。

(2) 知事は、緊急措置入院を命じる場合、入院に先立ち、当該精神障がい者に対して「緊急措置入院決定のお知らせ」(別記様式14-1(本庁用)又は別記様式14-2(保健所用))により告知を行う。

また、当該精神障がい者に対しては「緊急措置入院命令書」(別記様式14-3(本庁用)又は別記様式14-4(保健所用))により、入院先の指定病院等の管理者に対しては「緊急措置入院通知書」(別記様式15-①-1(本庁用)又は別記様式15-①-2(保健所用))により、措置入院者の居住地を管轄する保健所長に対しては「緊急措置入院通知書」(別記様式15-②(本庁用)又は別記様式15-③(保健所用))によりそれぞれ通知する。

(3) 知事は、第1項の措置をとったときは、すみやかに、その者につき法第29条第1項の規定による入院措置をとるかどうかを決定する。

(4) 第1項の規定による入院の期間は、72時間を超えることができない。

(5) 第1項の規定による診察については、第4の規定を準用する。

## 第7 費用の徴収

法第31条の規定に基づく費用の徴収については、別に定める「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者費用徴収事務取扱実施要領」による。

## 第8 保険

措置入院者が入院する指定病院等の管理者(以下「病院管理者」という。)は、その者の加入医療保険について、「措置入院者の加入医療保険届出書」(別記様式16)により、知事に届出を行う。

また、入院後、加入医療保険に変更が生じた場合は、「措置入院者の加入医療保険変更届出書」(別記様式17)により、知事に届出を行う。

## 第9 転院

(1) 措置入院者について、転院が必要な場合は、病院管理者は、「措置入院者転院届出書」(別記様式18)により、知事に届出を行う。

(2) 知事は、前項の届出があった場合において、転院が適当と認めるときは、措置入院者に対して「措置入院者転院承諾通知書」(別記様式19)により転院を認める旨を通知するとともに、転院先の指定病院等の管理者に対しては「措置入院者転院通知書」(別記様式20—①(本庁用))により、担当保健所長に対しては「措置入院者転院通知書」(別記様式20—②(本庁用))によりそれぞれ通知する。

## 第10 仮退院

(1) 病院管理者は、法第40条の規定に基づき、措置入院者を仮退院させる必要があると認めるときは、細則第9号様式(措置入院者仮退院許可申請書)(別記様式21)により、知事に申請を行う。

(2) 知事は、前項の申請があった場合において、仮退院が適当と認めるときは、「仮退院許可書」(別記様式22)により仮退院を許可するとともに、担当保健所長及び仮退院帰住地を管轄する保健所長に対し「仮退院通知書」(別記様式23)によりそれぞれ通知する。

(3) 病院管理者は、仮退院させた措置入院者を再び入院させようとするときは、細則第14号様式(再入院届出書)(別記様式24)により知事に届出を行う。

## 第11 事故報告

病院管理者は、措置入院者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、直ちに細則第15号様式(事故報告書)(別記様式25)を知事に提出する。

- ① 行方不明となったとき。
- ② 死亡したとき。
- ③ その他事故があったとき。

## 第12 入院措置の解除

(1) 知事は、法第29条の4第1項の規定に基づき措置入院者を退院させる場合は、当該措置入院者に対しては「措置入院解除通知書」(別記様式26)により、病院管理者に対しては「措置入院解除通知書」(別記様式27—①(本庁用))により、担当保健所及び措置入院者の居住地を管轄する保健所長に対しては「措置入院解除通知書」(別記様式27—②(本庁用))により、それぞれ通知する。

式27—②(本庁用))によりそれぞれ通知する。

(2) 病院管理者は、法第29条の5の規定に基づき措置入院を要しない旨等の届出をする場合は、細則第3号様式(措置入院症状消退届出書)(別記様式28)により、知事に届出を行う。

### 第13 県保健所長が行う事務

(1) 措置入院事務について、県保健所長が行う事務は次のとおりとする。

① 法第22条第1項の規定による申請(一般人申請)、法第23条の規定による通報(警察官通報)及び法第26条の2の規定による届出(病院管理者の届出)の受理(要領第2の事務)

② ①の申請等に基づく事前調査(要領第3の事務)

③ ①の申請等に基づく法第27条の規定による診察に関する事務(要領第4の事務)

④ ①の申請等に基づく法第29条の2の規定による緊急措置入院の命令(要領第6の事務)

(2) (1)の県保健所長が行う事務について、要領中知事とあるものは、県保健所長と読み替える。

(3) 県保健所長は、(1)の事務を行った場合、必要な情報についてすみやかに本庁主管課に電話で連絡を行うとともに、指定医による診察を行った場合又は緊急措置入院を命じた場合は、次の書類を添付して知事に報告を行う。

① 申請・通報・届出書の写し

② 「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」(別記様式4)の写し

③ 「診察依頼書」(別記様式5)の写し

④ 「措置入院に関する診断書」(別記様式6)

⑤ 「措置入院のための移送に関する診察記録票」(別記様式13)の写し

⑥ 「緊急措置入院命令書」(別記様式14—4)の写し

(4) (1)の事務に係る指定医への報酬及び旅費の支払いについては、県保健所長が行う。

#### 附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要領は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

2 この要領の施行の際現に改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院事務実施要領の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成29年7月13日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和2年(2020年)3月24日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和3年(2021年)11月15日から施行する。